

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第3号

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第2条 次に掲げる事務を行わせるため、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略 (会議)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 次に掲げる事務を行わせるため、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。</u></p> <p>(5) 略 (会議)</p> <p>第4条 略 (臨時委員)</p> <p>第5条 <u>審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。</u></p> <p><u>3 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定の適用については、委員とみなす。</u></p> <p><u>4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u> (部会)</p> <p>第6条 <u>審査会は、その定めるところにより、部会を置くことがで</u></p>

改正前	改正後
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第6条～第9条 略 (調査審議手続の非公開)</p> <p>第10条 審査会の行う第2条第1号から第3号までの規定による調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>第11条～第13条 略 (罰則)</p> <p>第14条 第5条の規定に違反して秘密を洩らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>きる。</p> <p>2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（臨時委員を含む。第5項において同じ。）の互選によりこれを定める。</p> <p>4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</p> <p>5 第3条第7項及び第4条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、「審査会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</p> <p>6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第8条～第11条 略 (調査審議手続の非公開)</p> <p>第12条 審査会の行う第2条第1号から第4号までの規定による調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>第13条～第15条 略 (罰則)</p> <p>第16条 第7条の規定に違反して秘密を洩らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。